

岐共第121号
令和7年9月10日

共同募金会各支会・分会、共同募金委員会
事務局 長 様

社会福祉法人岐阜県共同募金会
事務局 長
<公 印 略>

「令和7年台風第15号災害静岡県義援金」の募集について

令和7年9月5日の台風第15号により、静岡県内各地で発生した竜巻や突風、浸水の被害に対し、静岡市をはじめとする10市町に災害救助法が適用されました。

この災害に伴い静岡県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を行うことになりましたので、お知らせいたしますとともに、貴会管内関係者等への周知並びに義援金の取扱いについてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 名 称 「令和7年台風第15号災害静岡県義援金」
2. 義援金募集期間 令和7年9月9日（火）～同年12月8日（月）
（今回の募集活動は、義援金のみを取り扱います。）
3. 義援金の受入
(1) 義援金受入口座

金融機関名	種目・口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00920-6-335963	静岡県共同募金会台風第15号災害義援金

※ゆうちょ銀行窓口からの振込手数料は無料。

※上記以外の金融機関からの振込やATM、インターネットバンキング等を利用しての振込には、所定の振込手数料がかかります。

4. 支会・分会（共同募金委員会）にご協力いただきたいこと

(1) 貴会管内関係者等への広報・周知

(2) 貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応

①受け入れた義援金は適宜岐阜県共同募金会に送金されたいこと。

なお、必ず上記2の募集期間内に送金していただきますようお願いします。

【送金先口座】

金融機関 十六銀行 県庁支店

預金種目 普通預金

口座番号 297326

口座名義 社会福祉法人岐阜県共同募金会 災害

②受け入れた義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行されたいこと。

③義援金受付名簿は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、提出されたいこと。

5. 義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当いたします。この優遇措置を受けるためには以下のいずれかの書類が必要となります。

①静岡県共同募金会が発行する領収書

領収書を希望する場合は、上記4 (2) ③の義援金受付名簿の「税控除用領収書希望」欄に○印を記入すること。

②ゆうちょ銀行の「振替払込請求書兼受領書」及び別紙「令和7年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱

6. 義援金の配分

静岡県が設置する義援金募集・配分委員会で配分を決定し、被災市町を通じて被災者へ配分する。